

# ASK 9月の研究会

日時 九月四日  
場所 愛知商工連盟協同組合会議室

今年の6月19日に発足したASKスタスクフォース研究会は順調に回を重ね、9月で第4回を迎えることになった。メンバーに選出されている、12名の専門家スタッフはそれぞれの専門領域に精通しており日頃の業務でも分野を違えての専門家達と組むこともよくあるとのこと。冒頭の安田プロマネ(フロンティアトマネージャー)から、現在の稼働状況報告でも、ASKスタスクフォースメンバー4名でひとつの案件を進捗サポートしているという話でした。

今回は、林清忠司法書士から「相続手続きに困らないためのノウハウ」というタイトルで遺言書についての適正な扱い方について詳細な話と資料を披露していただいた。遺言書をめぐってはそれぞれの立場と着手のタイミングによって、それぞれに有効な解釈の可能性があるという奇々怪々なお話はなし。つぎに、荒川啓之輔FP(ファイナンシャルプランナー)から「相続に生命保険を検討する際の注意点」ということで、耳慣れている生命保険について、その金融商品の本質と性格と特徴の説明を受ける。よく知っていたはずの生命保険についてほとんどよく理解していないことを発見する。



誰でも「契約者」「被保険者」「受取人」になれるわけではないこと。この連の契約の流れの中で不適切者がいると判断されると契約は不成立。情報は業界内で暗黙知となり記録される。日本は今高齢化社会。保険会社では七十歳以上を「高齢者」とするところが多いとか。金融庁には「高齢者」からの「加入した覚えがない」という苦情が多いとのこと。予測していないシナリオも利用法も出現してくるのである。(レポート・編集人)

## 中小企業経営に活かす知的資産の活用 第五回 人的資産の構造資産化

あなたの会社の危険度は？ 人的資産の構造資産化とは？  
1. ベテラン職人のAさんしか加工できない技術がある  
2. 人事部長が有している採用のノウハウのおかげで毎年優秀な社員が入社している  
3. 営業担当のBさんが開拓した新規顧客のデータはBさんのみが保有している  
4. 工場長の下で一致団結しているが、この工場長が代わったらバラバラになりそう  
5. ワンマン社長だけ、社長の開発力、営業力、技術力で取引先から信頼を得ている  
あなたの会社が1〜5、の1つでも該当するなら危険です、すぐに対策を考えましょう。  
前回まで4回にわたり、自社の隠れた強み(知的資産)には人的資産、構造資産、関係資産の3種類があるというお話をしました。今回は「人的資産の構造資産化」についてお話をします。  
さて冒頭の1〜5、どこかで見えたことがある：と思われた方、正解です。これらは人的資産の回で使ったもので、1〜5は人的資産の例です。それなのに、なぜ1つでも該当したら危険なのでしょう。か？それは、この人的資産を持っている経営者や従業員などが退職したら、会社の強みではなく、場合によっては経営が行き詰まる恐れがあるからです。経営者や従業員個人は、いずれ会社からいなくなり、会社は永久に続くものではありません。もちろん時代の変遷により不要となる人的資産もあり、時代を超えて必要とされ続ける人的資産もあるのです。そうであるからこそ、経営者や従業員個人に帰属している人的資産を、企業という組織に帰属する強みへ変えていく必要があるのです。  
このことを人的資産の構造資産化といえます。人的資産の構造資産化とは、例えばベテラン職人の技術伝承システム、採用ノウハウのマニュアル、顧客データのデータベース、リーダーの人材育成システムなどの構築です。特に中小企業においては、人的資産の大半は経営者に帰属しています。ご自身が持たれている様々な人的資産の構造資産化、そして各従業員が持たれている多くの技術やノウハウなどの構造資産化などに早めに取り組まれることをお勧めします。次回は知的資産の見える化についてお話をさせていただきます。



著者の紹介  
アステル行政書士事務所  
代表：丹所 美紀  
Tel.052-325-7160  
Fax.052-325-7162

## 事業再生なら鈴木相談 第十回 廃業について考える

愛知県に本社を置く企業の7割以上が「後継者がいない」という状態です。儲からなくなってきた、資金繰りが回らなくなってきた、銀行への借金の返済が出来なくなってきたという中で、日夜資金繰りに悶え苦しんでいる親父の姿を厭と云うほど見せつけられてきた息子たちが後を継いでくれるはずありません。じゃあ廃業すればいいじゃないかといいことですが、借金をいっぱい抱えてどうやって会社を閉めたらいというのでしょうか。閉めるに閉められないのです。主人が高齢で、あまりお客さんが入っているようには見えないのによく営業を続けているなあ、なんてそんな食堂がまわりにもいっぱいあります。それらの多くがそんな状態と言っているでしょう。会社の売却なんて望むべくもないとすれば、「上手に廃業する」しか方法はないでしょう。「上手に廃業」するために、当社は今何をしたらいいのか、「破産」じゃなくてほかの方法で閉鎖する、そんなことができるのだろうか？とすると、会社と保証人である社長は、いったい最後にどうなるのか？ 解決策は実は会社の状態により千差万別です。こうすればいいといった決まった方法があるわけでもありません。その道の専門家に相談し、出来る限りの確実な方法を一緒に考えてもらおうが一番です。事業承継やM&A(事業の売却)について相談にのってくれる先は官民間問わず数多く存在しますが、面倒で専門的な知識と経験が必要なのにあまりお金になりそうもない、そんな「上手に廃業」するやりかたを、親身になって相談に乗ってくれる人や組織はほとんど存在しない、といって良いでしょう。私はその道の専門家として豊富な経験と知識をもって皆さんの相談にお答えしてきたいのか。「承継、売却を含めて当社はどうしたらいいのか」に悩んでおられる社長さん、どうぞ気軽に声をおかけください。長年にわたって信義を重んじるコンサルタントとして認められてきた専門家として、守秘義務は確実に守ります。相談は無料です。  
事業再生コンサルタント 鈴木廣彦  
Tel.052-626-9000  
Fax.052-626-9508

## 様々なリスクから企業経営をお守りし、安心をお届けするのが私達の使命です

**Gibraltar ジブラルタ生命** 名古屋中央支社 藤ヶ丘営業所  
【住所】〒465-0042 名古屋市名東区照が丘3-2 ジブラルタ生命藤ヶ丘ビル2F  
【TEL】052-774-1451 【担当】坪井 弘子

## 「サル化」する人間社会 著者 山極寿一 出版社 集英社



人間の社会的性とは何か  
二つめは互酬性です。何かを誰かにしてもらったら、必ずお返しする。こちらがしてあげたときには、お返しがある。これは共同体の維持のためのルールですね。会社などの組織も基本的にはこのルールのもとに成り立っています。また、お金を払ってモノやサービスなどの価値を得るといふ経済活動が、まさしく人間の互酬性を表しています。  
三つめは帰属意識です。自分がどこに所属しているか、という意識を人間は「生」持ち続けます。たとえば私の場合、山極家の寿一という男で、京都大学で教鞭をとっている。私の帰属意識は山極という家と、京都大学という職場にあります。それがアイデンティティーのひところになる。逆説的ですが、人間は帰属意識を持っているからこそ、いろいろな集団を渡り歩くことができます。集団を行き来する際、常に人間は自分自身の所属を確認し、それを証明しなくてはなりません。それはほかの動物にはできないことです。人間は帰属意識を持っているからこそ世界中を歩き回ることもできるし、自分自身の行動範囲や考え方を広げていけるのです。人間は相手との差異を認め尊重し合い、つきちんと付き合える能力を持っていますが、その基本に帰属意識があると思います。  
著者 山極寿一(やまぎわじゅいち)  
昭和二十七年東京生まれ。京都大学理学部卒、同大学院理学研究科博士課程修了。理学博士。カリソケ研究センター客員研究員。(財)日本モンキーセンターリサーチフロンティア、京都大学霊長類研究所助手、同大学院理学研究科教授を経て、平成二十六年十月同大学総長に就任。  
昭和五三年よりアフリカ各地でゴリラの野外研究に従事。類人猿の行動や生態をもとに初期人類の生活を復元し、人類に特有な社会特徴の由来を探っている。著書に「家族進化論」(東京大学出版会)、「オトコの進化論」(ちくま新書)、「ゴリラ」(東京大学出版会)、「暴力はどこからきたか」(NHKブックス)など。

## おんぼろ 司法書士実務

### 第一話 「知って得する司法書士実務」って？

こんにちは。司法書士の林清忠です。前回までは「不動産入門」をテーマにお話をさせていただきました。今回は「知って得する司法書士実務」というテーマでお話しさせていただきます。私たちが司法書士からすると、当たり前のお話だったりすることが、実は、意外と知られていないこともあります。そんなお話をさせていただきます。どうぞよろしく、お願いします。  
不動産登記は、法律に基づいて行われます。不動産登記は、あまり法律に詳しくない人でも分かりやすいように定型な表記方法でなされています。一方、私たちが司法書士の業務である申請手続は、実に細かいルールが決められており、実際のところ、国会で定められた法律だけではなく、不動産登記をつかさどる法務省が独自のルールを数多く決めており、これに従って登記実務は厳格になされています。この細かいルールがあるために、弁護士という法律家とは別に、私たちが司法書士という登記の専門家がいます。併設という法律家とは別に、本来ならば、登記は「手続」です。「実体」法である民法などで定められている事実や法律行為(土地の相続や売買を思い浮かべてください)があれば、手続はするだけです。出来て当然かと思われるでしょうが、必ずしもそうはいきません。「知って得する司法書士実務」というテーマは少し大げさなかもしれませんが、「実務」を知ったら得をしたというように、逆に損をしなかったであろう事例を、次に、例を挙げて、ご紹介いたします。  
第二話 「相続」でも「遺贈」でも、結局、登記できるんじゃないの？  
たとえ遺言書があっても、内容が不明確であったり、形式に不備があると、その遺言書に基づいて登記できない、ことは言うまでもありません。しかしながら、内容が明確であり、かつ、形式に不備がなくとも、すんなりと登記ができるには限りありません。なぜでしょうか？ そんな一例を、ご紹介いたします。私たちが司法書士の間では、超有名な次のような登記先例があります。「遺言者は、受遺者(相続人のうちの一人)に不動産を遺贈する。」旨の記載のある公正証書を添付した所有権移転登記の登記原因は「相続」ではなく「遺贈」とすべきである。」(ここで、遺言執行者が指定されていないことを前提とします。)

結局のところ、どうせ貰えるんだから、「相続」でも「遺贈」でも、登記できるんじゃないの？と思われる方が多いかと思いますが、登記実務では、エライ違いです。「相続」を原因とした場合、当該不動産を取得した相続人だけで登記申請できますが、「遺贈」となると、当該不動産を取得した相続人以外の他の相続人も含めた全員で登記申請をしなければなりません。「遺言者は、受遺者(相続人のうちの一人)に不動産を遺贈する。」旨の文で、お亡くなりになられた方の意思は分かれますが、最終的には、相続人間で話し合ひができ、裁判沙汰にならなくても登記申請に応じてくれるのかも知れませんが、他の相続人の承諾を得ずに物事を進めることができるはずの遺言書ではなくなってしまう、遺言書を作成した意味が半減し、結局、高くなってしまいます。  
たとえ公正証書で遺言を作成する場合でも、後々の手続(特に登記手続)がスムーズにできるように私たちが司法書士に相談していただく安心かと思えます。ご相談ください。  
司法書士 林 清忠  
電話 0568-335-7161  
Fax 0568-335-7162

ASK Monthly Times 13号  
発行人 鹿島 均  
編集人 久保田 順二  
photo jaykay

